

ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）
（素案）

令和3（2021）年〇月

広島県

目 次

第1章 総論

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 対象	2
5 広島県のDV対策の現状	2
6 特に注力していく施策の方向等	16
7 将来にわたって目指す社会像	17
8 DV防止法のフローチャート	19

第2章 施策の柱と取組の方向

施策の柱Ⅰ DV・児童虐待の総合的な支援	20
1 DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保	21
施策の柱Ⅱ 配偶者等への暴力の未然防止	23
1 若年層からの教育・啓発の充実	24
2 DV防止に向けた啓発の推進	25
施策の柱Ⅲ DVを見逃さない、相談しやすい環境の整備	26
1 地域での暴力被害の早期発見・相談	27
施策の柱Ⅳ 被害者の安全・安心の確保と自立支援の推進	29
1 保護体制の強化による安全・安心の確保	30
2 関係機関との連携による継続的な支援・見守り	31
3 加害者対応に向けた取組の充実	32

資料編

1 用語解説	
2 広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次） 検討会委員名簿	
3 広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する対策連絡会議設置要綱	
4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針 （概要）	

1 策定の趣旨

暴力は、どのような理由があろうとも、誰に対しても決して許されるものではありません。しかしながら、配偶者や交際相手からの暴力（以下「DV」という。）は、家庭内などの閉鎖的環境で生じるため周囲が気づきにくく、被害が潜在化、深刻化しやすい特性があるとともに、多くの加害者には罪の意識が薄く根絶のためには多くの障壁が残されています。

また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、家庭、家族が近親者や地域社会から疎外された状態におかれる社会的孤立化や、新型コロナウイルス感染症*の影響による在宅時間の増加など生活環境の変化がDVの発生リスクを増大させているといわれています。

さらに、近年の児童虐待*死亡事例の分析結果によると、実母がDVを受けていた経験がある事例が2割近くに達しており、被害者は加害者に対する恐怖心から子供への暴力を制止できなかつたり、DVによるストレスから被害者自身が子供に強く当たり虐待の当事者になってしまうこともあるなど、児童虐待とDVは密接な関係にあることが分かっています。

このような状況を受け、令和元（2019）年6月には、DV対応と児童虐待対応の連携強化に向けて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が一部改正されました。

県では、平成14（2002）年に婦人相談所*を配偶者暴力相談支援センター*として位置付けるとともに、平成17（2005）年のこども家庭センター*開設にあわせ児童相談所*と婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）の機能統合を図り、県内3か所のこども家庭センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置づけDV対策の強化を図りました。

また、DVが身近にある重大な人権侵害であることを認識し、DVを容認しない社会を実現するため、平成18（2006）年6月には、「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を、平成23（2011）年8月には第2次計画、平成28（2016）年8月には第3次計画を策定し、これらの計画に基づいて、関係機関と連携しながら、DVの未然防止や被害者からの相談、保護、自立支援などの総合的な施策を推進してきました。

このたび、第3次計画が令和2年度で終了することから、これまでの取組の成果や課題を整理し、DV防止法の改正や社会情勢の変化を踏まえ、今後必要なDV対策の取組の方向について示すため「第4次計画」を策定します。

《配偶者や交際相手からの暴力（DV）》

DV防止法上の「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（事実婚）や生活の本拠を共にする交際相手を含み、婚姻、事実婚や生活の本拠を共にする関係を解消した元配偶者等から、引き続き暴力を受ける場合の当該元配偶者等も含まれます。

加えて、この計画においては、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力も対象とします。

「暴力」とは、DV防止法の定義と同義であり、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力）を指します。

2 計画の位置づけ

- (1) DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画であり、県における配偶者暴力対策の施策を体系的に示す計画です。
- (2) 「わたらしい生き方応援プランひろしま」(広島県男女共同参画基本計画(第5次))(計画期間 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで)の関係分野を着実に進める施策を具体的に示す計画です。
- (3) 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」における「子供・子育て」「地域共生社会」に掲げる目指す姿との整合性を図ります。

3 計画期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間

4 対象

DVの被害者と加害者及びかれらを取り巻く社会のすべての構成員

5 広島県のDV対策の現状

(1) 県及び市町の相談状況

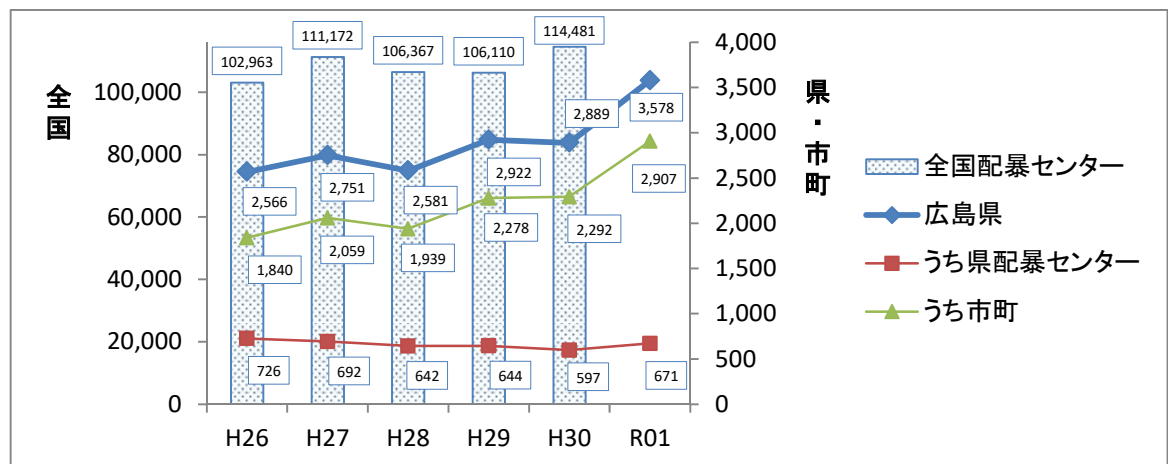
① 相談窓口

被害者からの相談については、県では、県内3か所のこども家庭センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置付け、市町、警察等の関係機関と連携しながら対応しています。また、平成25(2013)年度から全ての市町でDV被害者の相談窓口が設置され相談対応が行われています。

② 相談件数

県の配偶者暴力相談支援センターの相談件数の推移は、全国の配偶者暴力相談支援センターと同様でほぼ横ばいですが、市町の相談件数は増加傾向にあります。

グラフー1 婦人相談件数(うち暴力逃避に係るもの)の推移 (件)



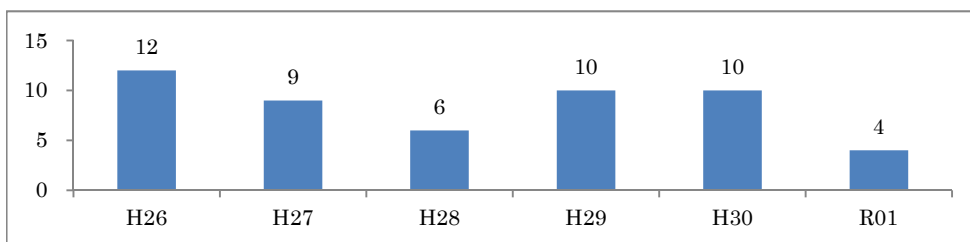
※全国：配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 内閣府調べ、県・市町：婦人相談件数 こども家庭課調べ

③ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談状況

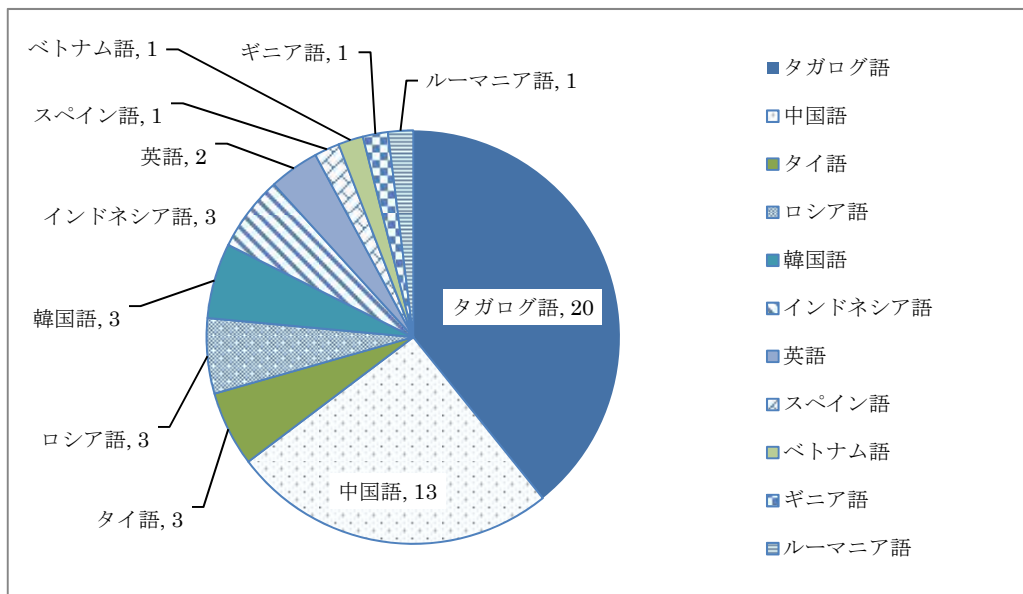
ア 外国語相談

県内の配偶者暴力相談支援センターで、外国語相談に応じるケースは、毎年 10 件前後あります。タガログ語、中国語を使用する相談者が多く、タイ語、ロシア語、韓国語、インドネシア語、英語を使用する相談についても、直近6年間で複数のケースがあります。その他、スペイン語、ベトナム語、ギニア語、ルーマニア語など、多岐に渡る外国語相談があり、言語に応じた外国語通訳者を確保して、相談対応を行っています。

グラフー2 外国語による相談件数の推移（広島県） (件)

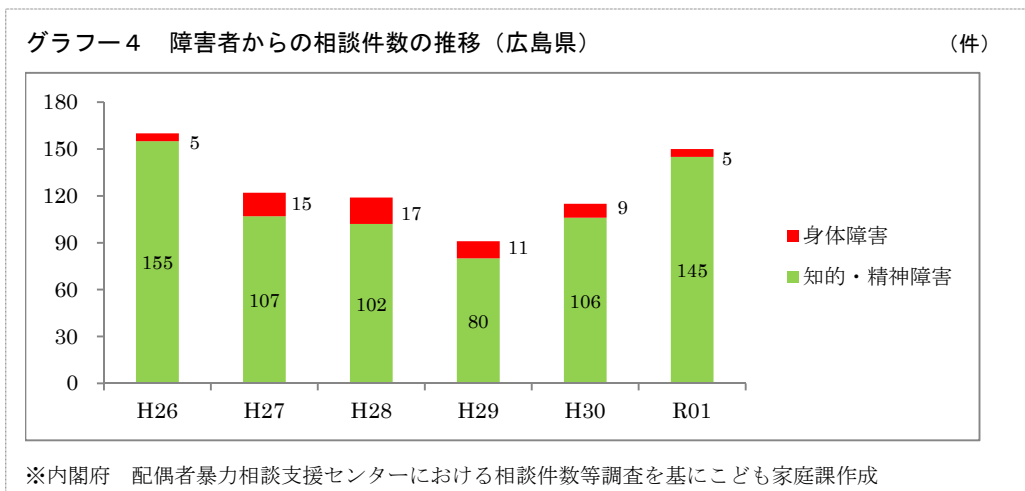


※内閣府 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査を基にこども家庭課作成



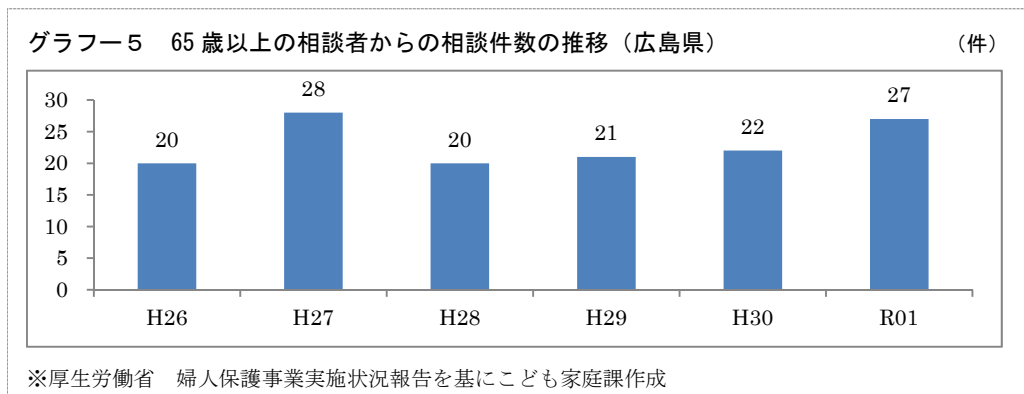
イ 障害者からの相談

障害者からの相談については、身体障害に比べて知的・精神障害のある方からの相談が多く、特に精神障害のある方からの相談の割合が高い傾向があります。



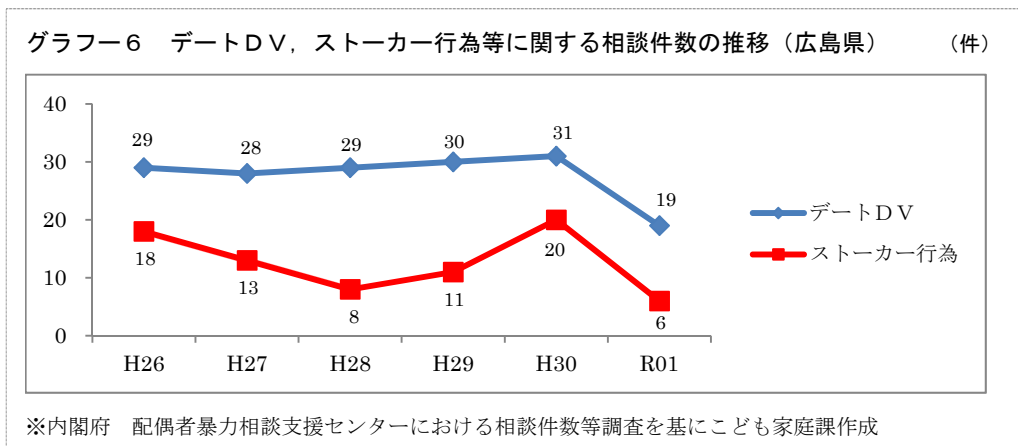
ウ 高齢者からの相談

65歳以上の方からの相談は、毎年20～30件程度あり、そのうち数件は一時保護※に至っており、日常生活上の介助が必要なケースもあります。



エ デートDV^{*}に関する相談

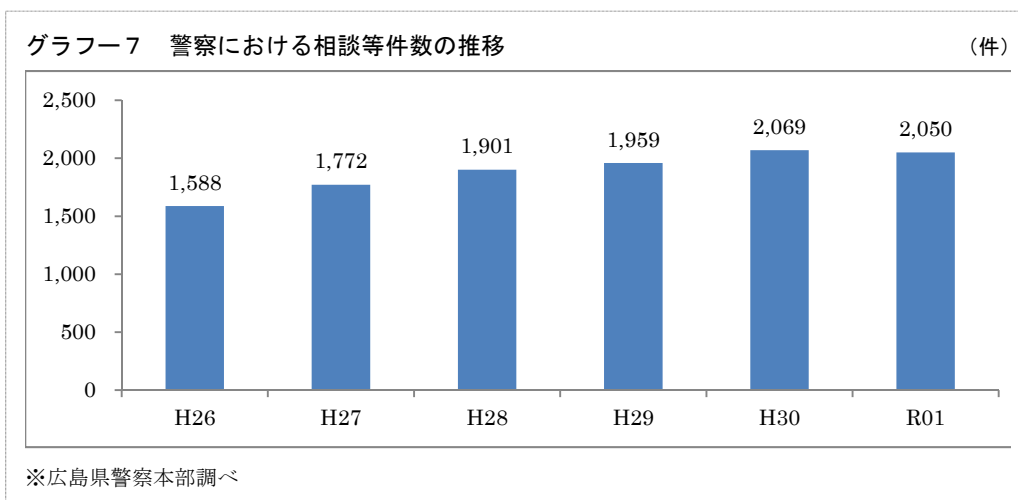
デートDVに関する相談，ストーカー行為等に関する相談について，令和元（2019）年度は相談件数が減少しています。平成30年度までは，デートDVでは30件，ストーカー行為等では10～20件程度の相談件数で推移しています。



(2) 警察等における相談状況

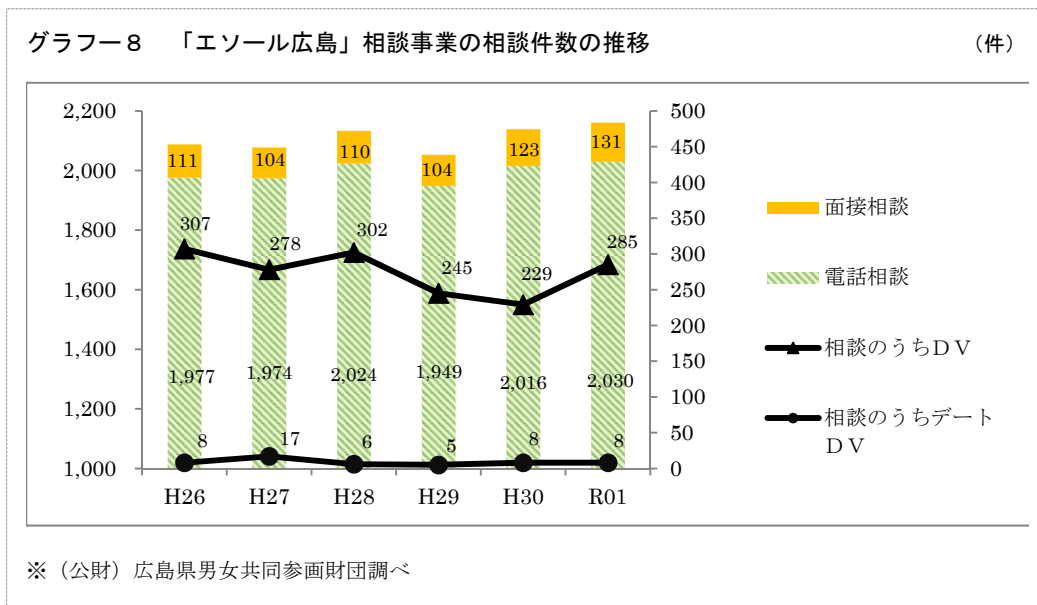
① 警察のDV相談等件数

警察における相談等件数は高止まりし，近年では，2,000件前後で推移しています。



② 「エソール広島※」への相談件数

公益財団法人広島県男女共同参画財団が実施する「エソール広島」相談事業に寄せられた相談は、2,000件超で推移しており、このうちDVに関する相談が10%～15%を占めています。少数ではありますが、デートDVに関する相談も寄せられています。

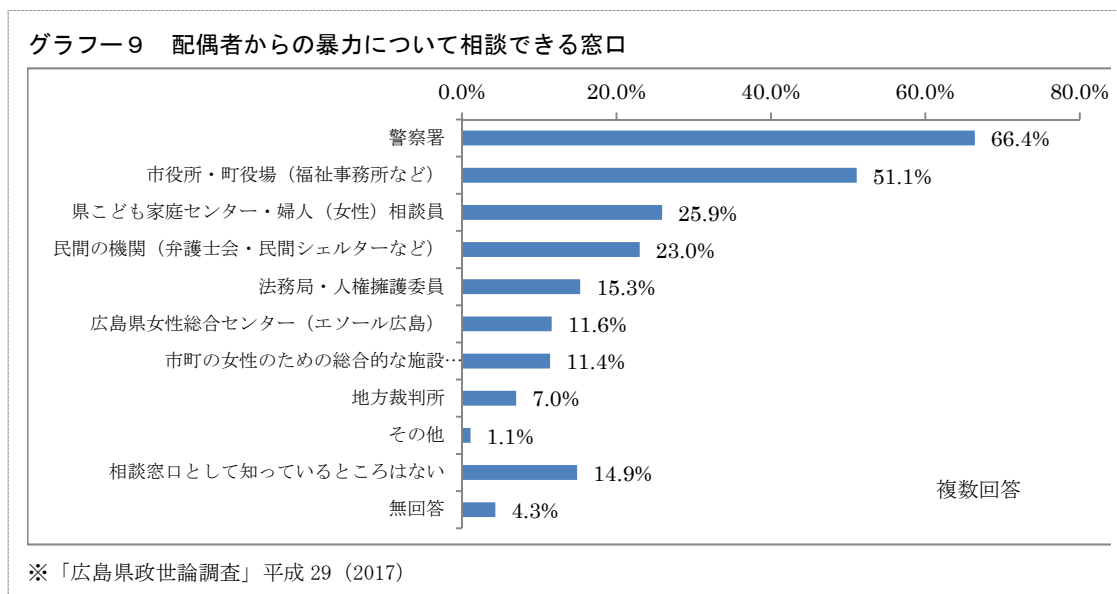


(3) DVに対する意識の状況等

① 相談窓口の認知

配偶者からの暴力について相談できる窓口としては、「警察署」を挙げる人が最も多く、「市役所・町役場（福祉事務所など）」がこれに次いでいます。

また、14.9%の人が「相談窓口として知っているところはない」と回答しています。

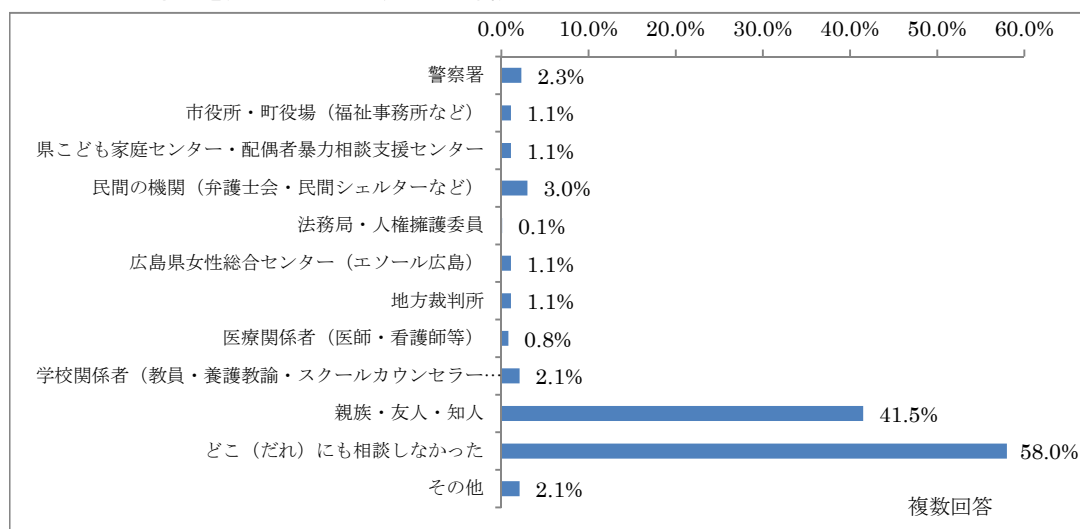


② DVを受けた場合の相談、対応等

ア 暴力を受けたことがある人の相談先

配偶者や交際相手から暴力を受けたことがあると答えた人のうち、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人の割合が 58.0%、「親族・友人・知人」に相談した人は 41.5%となっています。

グラフー10 暴力を受けたことがある人の相談先

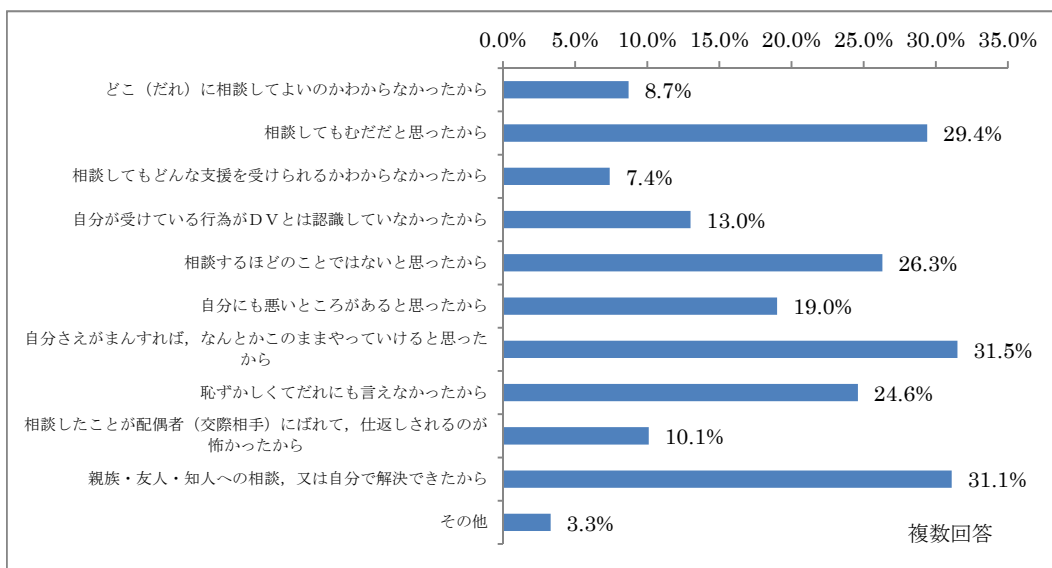


※「広島県政世論調査」令和2（2020）

イ 公的機関に相談しなかった理由

「親族・友人・知人への相談, 又は自分で解決できたから」と回答した割合が 31.1% あるものの, 「自分さえがまんすれば, なんとかこのままやっていけると思ったから」「相談してもむだだと思ったから」「相談するほどのことではないと思ったから」との回答も 3 割程度あります。また, 「どこ (だれ) に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人が 8.7% います。

グラフー11 公的機関に相談しなかった理由

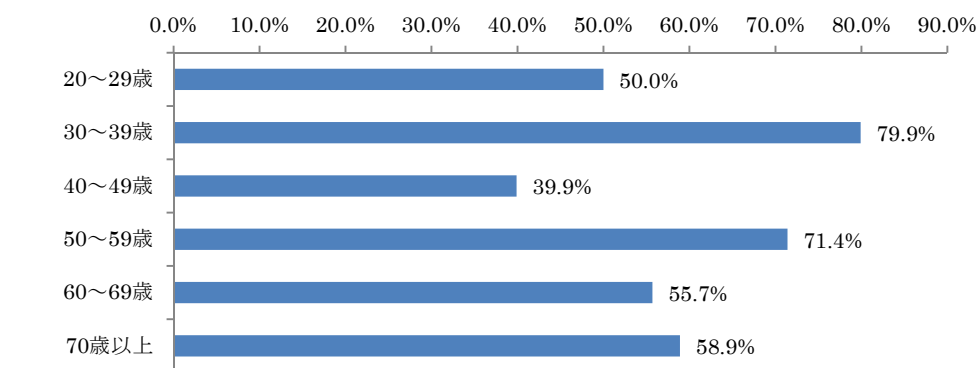


※「広島県政世論調査」令和2 (2020)

ウ 相談しなかった人の属性

DVを受けたことがある人のうち, 「相談しなかった人」の属性を見ると, 30~39歳が最も多く, 次いで50~59歳, 70歳以上と続いています。

グラフー12 相談しなかった人の属性



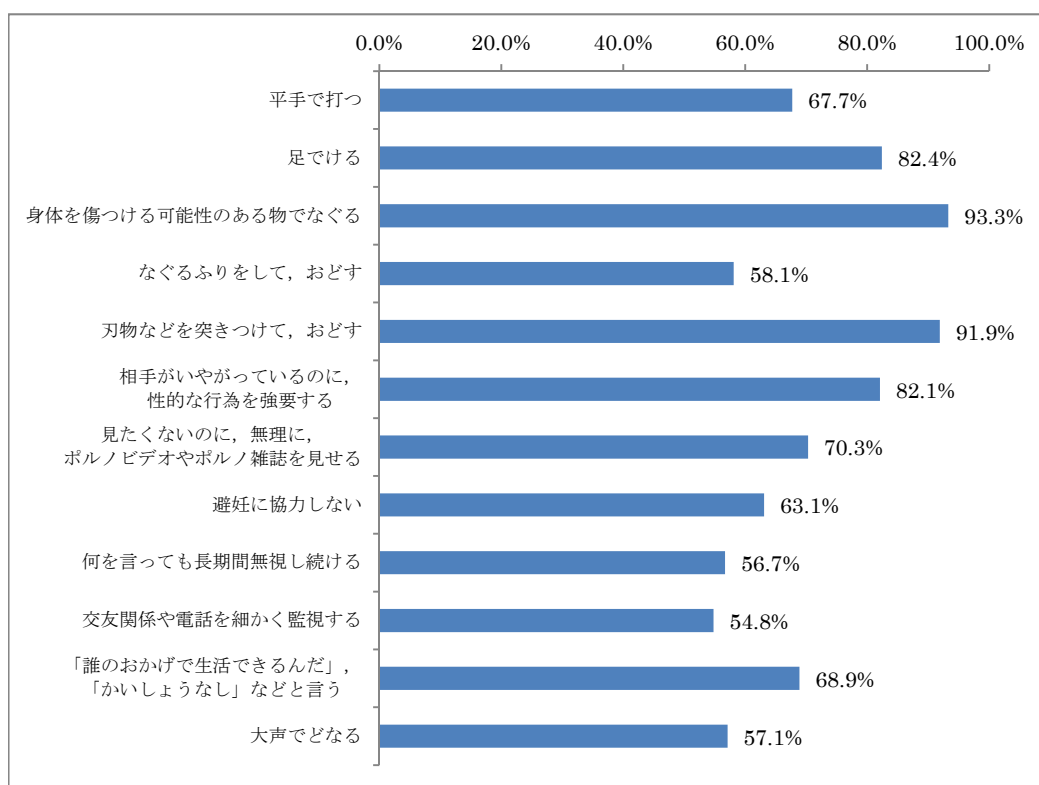
※「広島県政世論調査」令和2 (2020)

③ DVに対する県民（満18歳以上）の意識

夫婦間やパートナー間での暴力について、「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した割合が特に高かった項目は、「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」「刃物などを突きつけておどす」「足でける」「相手がいやがっているのに性的な行為を強要する」となっています。

一方で、「交友関係や電話を細かく監視する」「何を言っても長期間無視し続ける」「大声でどなる」「なぐるふりをしておどす」については、6割に達していません。

グラフー13 配偶者やパートナーからの行為についての暴力としての認識
「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した割合



※「広島県政世論調査」平成29（2017）

(4) デートDVの状況

① デートDVによる被害状況

NPO法人が行ったデートDVに関する実態調査では、交際経験がある人のうち、交際相手からの暴力被害経験がある人が4～5割に達するという結果が出ているものもあり、10代初めのうちから暴力被害経験がある子供もいます。

表—1 交際経験がある人のうち交際相手からの被害経験の項目数
(身体的暴力、精神的暴力などの30項目)

	1個	3個以上	5個以上	10個以上	20個以上
12～15歳	52.1%	32.9%	19.2%	8.2%	1.4%
16歳	47.8%	28.0%	17.4%	5.0%	0.6%
17歳	43.0%	24.3%	14.0%	5.6%	2.8%
18歳	43.6%	25.5%	15.2%	8.5%	1.2%
19歳	39.6%	23.4%	14.3%	6.4%	1.1%
20歳以上	48.8%	28.5%	16.3%	4.9%	1.6%

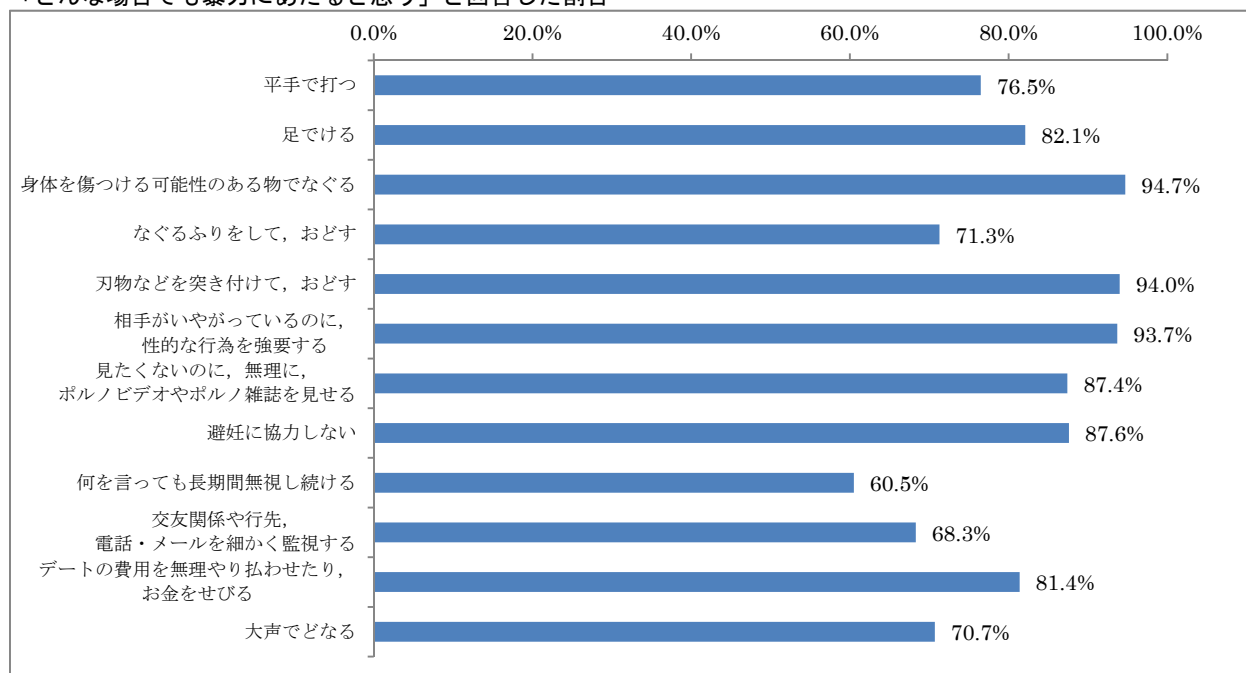
※NPO法人エンパワメントかながわ「全国デートDV実態調査報告書」平成29(2017)3月

② 若年層（高校生等）の暴力に対する意識

暴力に対する認識率は、年々向上していますが、認識率の高い項目でも、依然として暴力にあたらない場合があると考える人も一定程度います。

「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」「刃物などを突き付けておどす」等の身体的暴力、「相手が嫌がっているのに、性的な行為を強要する」「避妊に協力しない」等の性的暴力、「デートの費用を無理やり払わせたり、お金をせびる」等の経済的暴力と比べて、「何を言っても長期間無視し続ける」「交友関係や行先、電話・メールを細かく監視する」等の精神的暴力の認識率が低い傾向があります。

グラフー14 交際相手からの行為についての暴力としての認識
「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した割合



※広島県「若年層におけるデートDVに関する意識調査」高校生等 令和2（2020）3月

③ 予防講座

デートDVに関する予防講座を実施している高校では、それ以外の高校と比べて全体的に暴力に対する認識率が高く、特に精神的暴力に対する認識率が高くなっています。

表ー2 「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した割合（R元）

	身体的暴力	性的暴力	経済的暴力	精神的暴力
予防講座実施校 (5校)	86.2% (79.7%)	91.7% (84.9%)	88.4% (78.9%)	76.5% (64.3%)
それ以外 (104校)	83.6% (77.9%)	89.4% (85.9%)	81.0% (76.8%)	66.0% (59.2%)

※広島県「若年層におけるデートDVに関する意識調査」高校生等 令和元(2019)3月(カッコ内は平成28(2016))

(5) 一時保護の状況

被害者及び同伴する家族に緊急避難が必要な場合は、西部こども家庭センターが一時保護を決定しています。また、被害者の一時保護の委託先として、社会福祉施設5か所及び民間シェルター2か所を確保しています。

被害者の一時保護の決定は24時間体制で行っており、一時保護中は、被害者の心身の健康状態等を観察し、一時保護担当職員、婦人相談員*等が必要な支援を行っています。加害者からの追跡がある場合には、被害者の身の安全を確保するため、必要に応じて、所轄警察署へ連絡するなどの対応を行っています。

DV相談件数は、増加傾向にありますが、一時保護件数は減少傾向にあります。

一時保護の状況を見てみると、全体の7割程度の人が20歳代、30歳代であり、子供同伴で一時保護される人が全体の6割以上を占めています。また、同伴児童の6割以上が乳幼児です。

表—3 一時保護の状況 (人)

区分	H26	H27	H28	H29	H30
一時保護件数 (実人員)	95 (89)	97 (79)	86 (72)	92 (86)	92 (79)
夫等の暴力による	70(73.7%)	75(77.3%)	58(67.4%)	70(76.1%)	63(68.5%)
20歳未満	0(0.0%)	0(0.0%)	3(5.2%)	2(2.9%)	0(0.0%)
20歳代	20(28.6%)	18(24.0%)	18(31.0%)	20(28.6%)	20(31.7%)
30歳代	23(32.9%)	27(36.0%)	16(27.6%)	24(34.3%)	22(34.9%)
40歳代	18(25.7%)	19(25.3%)	14(24.1%)	12(17.1%)	16(25.4%)
50歳代	5(7.1%)	4(5.3%)	5(8.6%)	5(7.1%)	2(3.2%)
60歳以上	4(5.7%)	7(9.4%)	2(3.4%)	7(10.0%)	3(4.8%)
世帯構成の状況					
単身	26(36.1%)	30(40.0%)	22(37.9%)	25(35.7%)	24(34.3%)
母子	46(63.9%)	45(60.0%)	36(62.1%)	45(64.3%)	46(65.7%)
同伴児の 年齢の状況	88	80	62	86	90
乳幼児	57(64.7%)	51(63.8%)	43(69.4%)	56(65.1%)	57(63.4%)
小学生	19(21.6%)	28(35.0%)	17(27.4%)	19(22.1%)	23(25.6%)
中学生	4(4.5%)	1(1.3%)	2(3.2%)	6(7.0%)	6(6.7%)
その他	8(9.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	5(5.8%)	4(4.4%)

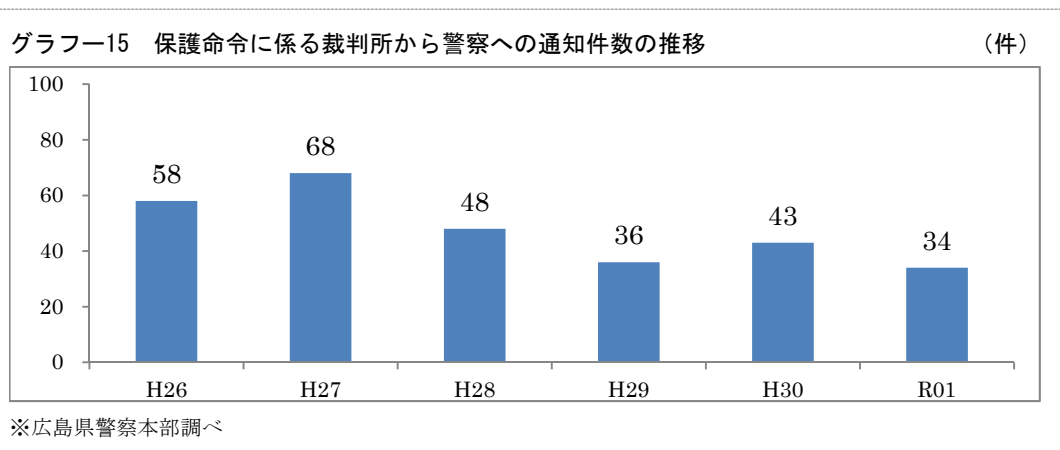
*こども家庭課調べ

(6) 保護命令の状況

配偶者から身体に対する暴力を受けた被害者が、更なる身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある場合には、裁判所が被害者からの申し立てにより、加害者に対して、「被害者への接近禁止」「被害者の子への接近禁止」「被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去」等を内容とする命令を発する保護命令制度*が整えられています。

配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令制度の利用について、被害者に情報提供や助言を行うとともに関係機関への連絡等を行っています。西部子ども家庭センターが行う一時保護期間中に保護命令の申し立てをする被害者に対しては、必要な助言を行うとともに、地方裁判所への同行支援を行っています。

保護命令が発令された場合、警察は被害者に対する保護対策を推進する一方、加害者に対して保護命令の内容を認識させるとともに遵守するよう指導・警告を行っています。また、保護命令違反が生じた場合は、適時適切な検挙措置を講じます。



(7) 被害者の自立支援の状況

① 一時保護解除後の状況

一時保護解除後に、施設等に入らず、帰宅、帰郷等で地域に戻る人が半数以上に上っています。また、一時保護解除後に1割程度の人は、同じ年度中に再び一時保護を受けています。

表—4 一時保護解除後の状況 (件)

区分	H26	H27	H28	H29	H30
一時保護解除件数	72	75	58	63	69
帰宅	9(10.2%)	20(26.7%)	8(13.8%)	12(19.0%)	14(20.3%)
帰郷・自立	21(23.9%)	24(32.0%)	21(36.2%)	25(39.7%)	21(30.4%)
婦人保護施設	7(8.0%)	6(8.0%)	2(3.4%)	4(6.3%)	4(5.8%)
母子生活支援施設	9(10.2%)	13(17.3%)	11(19.0%)	8(12.7%)	15(21.7%)
その他	26(29.5%)	12(16.0%)	16(27.6%)	14(22.2%)	15(21.7%)

※こども家庭課調べ

※婦人保護施設：

DV被害や生活の困窮などの問題を抱えている女性と同伴児等の保護、自立のための支援を行う施設

母子生活支援施設：

生活上の問題を抱えた母子家庭など、児童を養育している母を子供とともに保護し自立を促進するための支援を行う施設

表—5 一時保護件数（「帰住先なし」等暴力によるもの以外も含む） (件)

区分	H26	H27	H28	H29	H30
一時保護件数	95	97	86	92	92
うち、複数回保護された件数	6	18	14	6	13

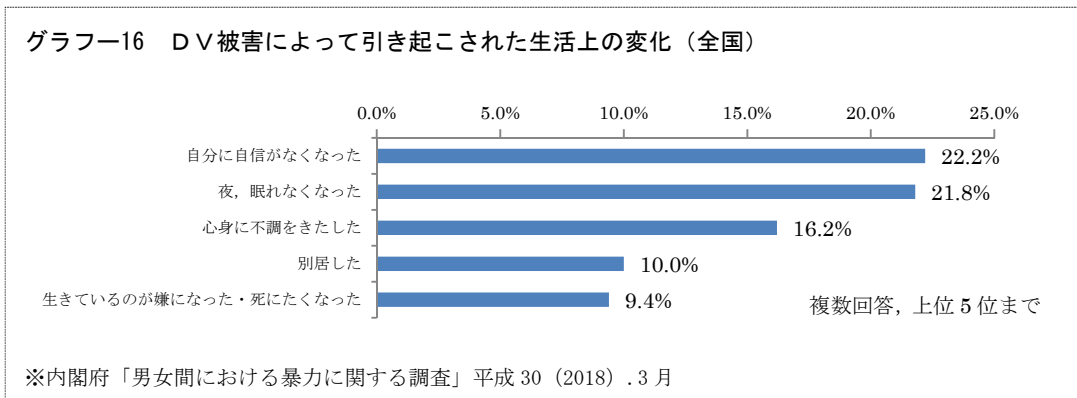
※こども家庭課調べ

② DV被害による生活上の変化

国の調査によると、DV被害によって引き起こされた生活上の変化として、「自分に自信がなくなった」「夜、眠れなくなった」「心身に不調をきたした」といった回答が上位を占めており、DVによる心身のダメージが被害者の自立の促進への阻害要因となっていることがうかがわれます。

自己肯定感の低下、不眠等の心身のダメージは被害者本人だけではなく、同伴する子供にも深刻な影響を及ぼし、回復には親子の心理的ケアを含め中・長期的な支援を要すると言われていています。DV家庭で育つ子供の心身への影響についても知見が積み重ねられており、親とともに十分なケアの機会がなければ、成長後、DV家庭で暴力による問題解決を学習した子供がDVの被害者または加害者になったり、自らの子供を虐待してしまう世代間連鎖^{*}を起こす可能性があるとも言われています。

このような中、一時保護解除後に、施設等に入所することなく、地域に戻った被害者を見守り、心身のダメージの回復を支援する体制は充分とは言えない現状です。



(8) 面前DV※の状況

子供が同居する家庭におけるDVは、児童虐待（心理的虐待）に当たるとされています。DVは、子供の成長にとって大切な安全・安心を脅かし、子供の心や身体に様々な影響を与えるといわれています。

県内の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、うち、面前DVによる相談件数は約3割を占めています。面前DVによる相談件数は増加傾向にあります。

表—6 児童虐待相談対応件数 (件)

	H28	H29	H30	R01
相談件数	3,480	3,678	4,019	4,518
前年比	1.13	1.06	1.09	1.12
うち 面前DV	942 (27.1%)	1,118 (30.4%)	1,211 (30.1%)	1,352 (29.9%)

※厚生労働省 福祉行政報告例を基にこども家庭課作成

(9) 関係機関との連携

関係機関が連携した支援の推進を図るため、平成13（2001）年度には全県域を対象とした関係機関連絡会議を、また、平成14（2002）年度には各こども家庭センターの圏域ごとに関係機関連絡会議を発足させ、DV被害者の支援や保護に関する情報交換及び事例検討等を行い、関係機関の連携に努めています。

また、市町を中心とした関係機関のネットワークを構築するため、要保護児童対策地域協議会※（以下、「要対協」という。）と連携したDV防止ネットワークの設置の促進に取り組んでおり、令和2（2020）年4月現在で設置市町数は21市町となっています。

6 特に注力していく施策の方向等

これまで見てきたとおり、DV防止法の改正やDVと密接に関係した児童虐待の増加などにより、DVと虐待双方の予防や早期発見・対応につなげるためにも、児童虐待とDVの双方を視野に入れ、一つの家庭として包括的に支援する取組が求められています。

また、近年、インターネットやSNS等の普及により、これらを利用した被害に巻き込まれるリスクが高まっており、10代初めから交際経験がある若者もいることから、DVを根絶するためには、より若年層から、DVに関する正しい知識や暴力によらないコミュニケーションをとるための教育・啓発など、未然防止の取組が必要です。

DV被害者は社会的に孤立している場合が多いとの調査結果もあり、身近なところで相談や支援につなげることができる地域づくりや市町の支援体制の強化が求められています。

また、DV被害者のDVによる心身のダメージは大きく、その子供への影響も深刻なことから、保護や自立支援にあたっては、被害者や子供に対する適切なアセスメントと対応が必要です。さらに、被害者が保護されるだけでなく、被害者の意向を尊重した上で、被害者支援のための加害者対応にも取り組む必要があります。

これらの課題を踏まえ、次の項目について、特に注力して取組を進めることとします。

(1) DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保

DVと児童虐待は密接な関係にあることから、DVと虐待の連鎖を防ぐためにも、DVと児童虐待双方を視野に入れ、家族として包括的に支援する体制を確保し、「ひろしま子供の未来応援プラン」と一体となって、DVと虐待双方の予防や早期発見・対応につなげる仕組みを充実させることが必要です。

(2) 若年層からの教育・啓発の充実

10代初めから暴力被害経験がある子供がおり、暴力によらない問題解決の意識を浸透させ、子供達を暴力の加害者にも被害者にもさせないためには、より若年層からDV防止のための教育・啓発を行うことが必要です。

(3) 地域での暴力被害の早期発見・相談

DVを受けたことがある人のうち、相談しなかった人が依然として約6割おり、DVの早期発見、早期対応に向けて、市町のネウボラ[※]や民間支援団体など身近な機関と連携した取組が必要です。

また、一時保護に至らない相談も多いことから、こども家庭センターと市町がリスクに応じて適切に役割分担と連携を行うことにより相談支援機能の充実に取り組むことが必要です。

(4) 関係機関との連携による継続的な支援・見守り

DV被害者は、DVによる心身のダメージの回復等が不十分なまま、支援が途切れていることが多い状況です。また、DVは被害者だけでなく、子供にも深刻な影響を及ぼし、そのダメージは中・長期にわたるという研究結果もあり、親子の心理的ケアの充実と継続的な見守りが必要です。

7 将来にわたって目指す社会像

(1) 目指す社会像

**県民に暴力を認めない意識が浸透し、
誰もが配偶者や交際相手からの暴力におびえることなく、
心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現**

(趣旨)

県民一人ひとりに、あらゆる暴力を許さず、暴力によらないで問題解決を図るという意識が浸透しており、暴力の**未然防止**が図られている。

また、配偶者や交際相手からの暴力に対し、被害者と被害者に関わる人が、安心して**相談**でき、**早期発見・早期対応**が行われている。

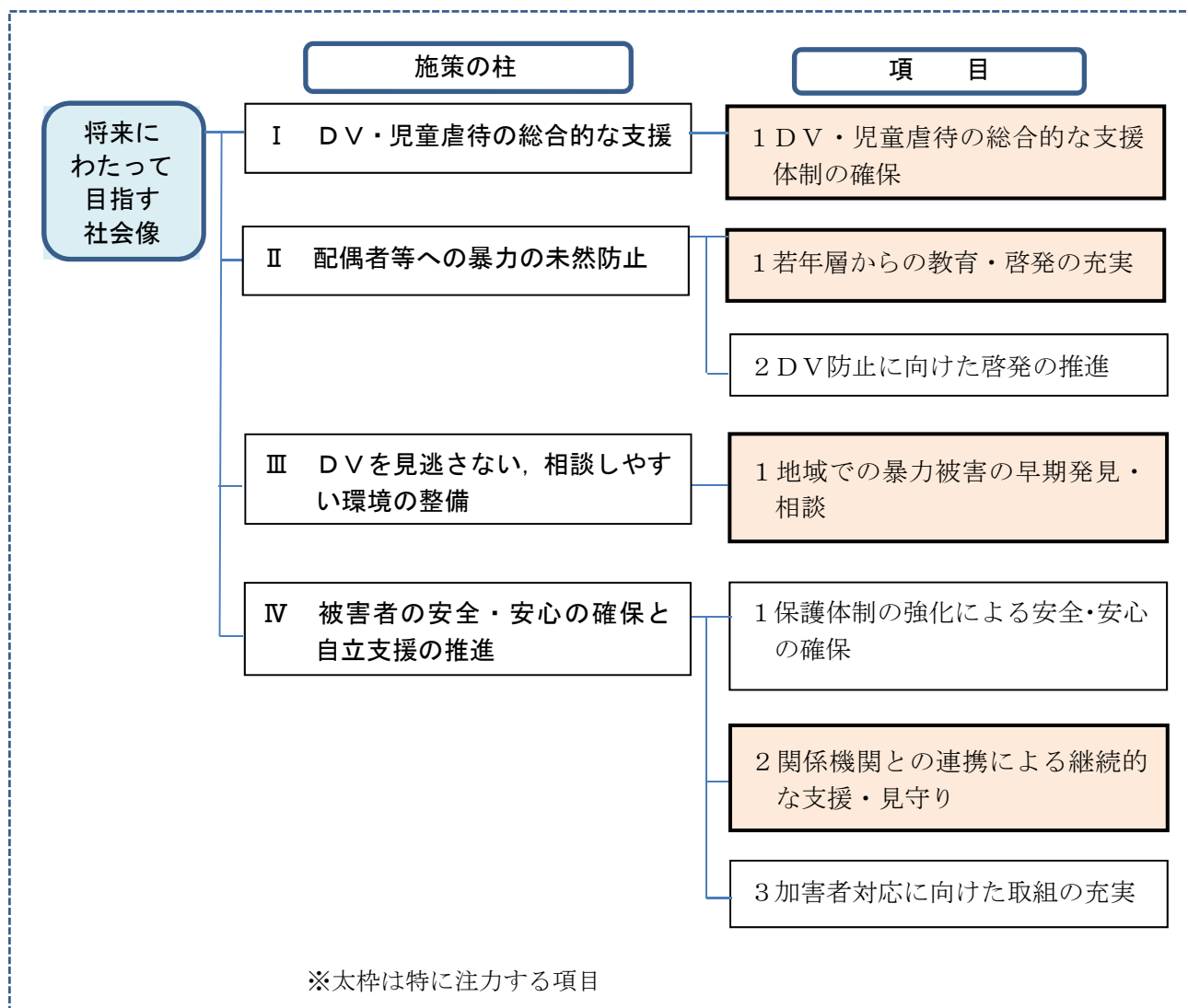
そして、**被害者やその子供**が、**安全の確保や自立**に向け適切な支援を受けることができている。

こうした支援等により、個人の尊厳が守られ、心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現を目指す。

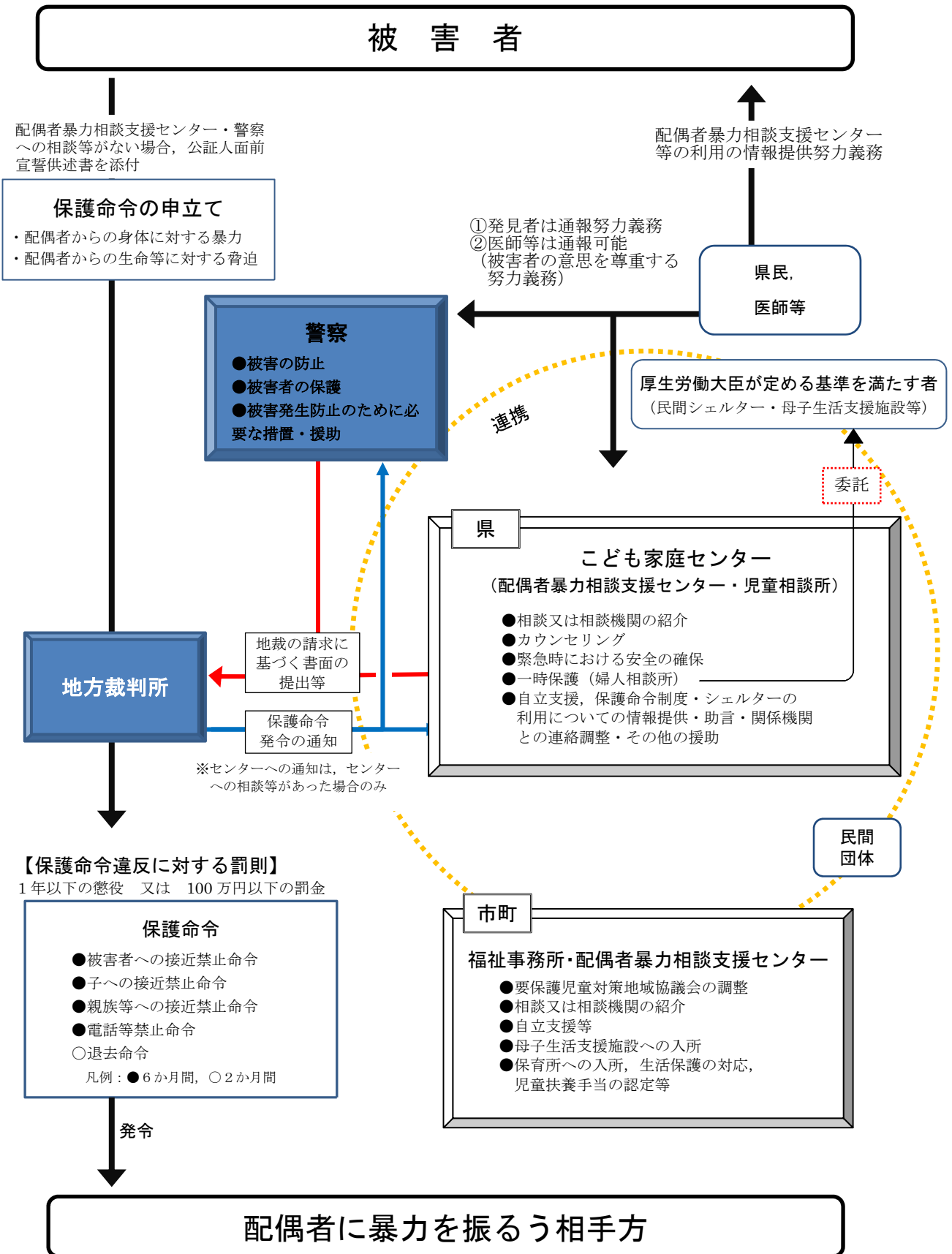
(2) 施策体系

目指す社会像を実現するため、「Ⅰ DV・児童虐待の総合的な支援」、「Ⅱ 配偶者等への暴力の未然防止」、「Ⅲ DVを見逃さない、相談しやすい環境の整備」、「Ⅳ 被害者の安全・安心の確保と自立支援の推進」の4つの施策の柱を設定します。

そして、目指す将来像を県民の皆様に理解して共有してもらえるよう、施策の柱ごとに、計画期間である5年後の「目指す姿」と10年後の「目指す姿」を具体的に示し、成果指標を把握することにより、「目指す姿」にどれだけ近づいているのか評価などを行いながら、毎年度の施策を体系的に進めていきます。



8 DV防止法のフローチャート



施策の柱Ⅰ DV・児童虐待の総合的な支援

《5年後の目指す姿》

- こども家庭センターでは、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の機能を統合している特色を生かし、DV対応部門と児童虐待対応部門が連携して対応しています。更に、DVと児童虐待の双方の視点によるアセスメントの方法を確立するとともに、組織体制を整え、被害者や子供へ適切な支援を行う仕組みができています。
- 全ての市町に配偶者暴力相談支援センターが設置され、子ども家庭総合支援拠点*と、同一組織で一体的に運営（又は密接に連携）されており、DVと児童虐待に対して総合的に支援する仕組みができています。

《10年後の目指す姿》

- こども家庭センターでは、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の機能を統合している特色を生かし、DV対応部門と児童虐待対応部門が連携して対応しています。更に、DVと児童虐待の双方の視点によるアセスメントを踏まえ、被害者や子供へ適切な支援が行われています。
- 全ての市町で、配偶者暴力相談支援センターと子ども家庭総合支援拠点が同一組織で一体的に運営（又は密接に連携）されており、DVと児童虐待の情報を共有したうえで、関係機関と連携、協力し、被害者、子供双方に必要な支援を行っています。

1 DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保

現 状

- 広島県では、平成17(2005)年からこども家庭センターを設置し、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の機能を統合しており、県内3か所のこども家庭センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置づけています。
- 西部こども家庭センター(婦人相談所)における女性の一時保護の状況は、7割程度の方が20歳代、30歳代であり、子供同伴で一時保護される人が6割以上を占めています。また、その子供のうち6割以上が乳幼児です。(P.12参照)
- こども家庭センター(児童相談所)における児童虐待相談対応件数のうち心理的虐待となる面前DVが約3割あります。(P.15参照)
- 配偶者暴力相談支援センターを設置している市町は、2市町にとどまっています。
- 要対協と連携したDV防止ネットワークが21市町で構築されています。

課 題

- こども家庭センターでは、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の機能を統合していますが、支援方法の違いなどから、情報共有、連携が十分とはいえません。また、DV対応における統一的なアセスメントの方法が確立されておらず、DVと児童虐待を総合的にアセスメントする仕組みもできていません。
- こども家庭センターにおけるDV相談対応では女性の保護(DV被害者の避難)に比重が偏っており、子供を含めた家族全体を支援するという視点が弱い面があります。
- 市町によっては、DV対応部門と児童虐待対応部門が別組織である場合があることなどから、DV対応部門と児童虐待対応部門との連携や、要対協との関わり方の程度に差があります。

取組の方向

- こども家庭センターにおけるDV対応部門と児童虐待対応部門の連携を強化するため、組織体制や支援方法等の見直し、研修の充実等を図り、家族の総合的な支援に取り組みます。
- DV対応における統一的なアセスメントの方法を確立するとともに、DVと児童虐待の双方の視点によるアセスメントの方法を確立し、児童虐待が発生した家庭やDV被害者に子供がいる事案に対して活用し、被害者だけでなく子供を含めたより適切な支援を図ります。
- 各市町のDV対応部門(配偶者暴力相談支援センター)と子ども家庭総合支援拠点の一体的運営(又は密接な連携)を促進します。

- 市町において、配偶者暴力相談支援センターが要対協に参画することにより、児童虐待が発生した家庭やDV被害者に子供がいる事案について、地域の児童虐待とDV双方の関係者が情報共有のうえ、役割分担と連携を図り、家族を総合的に支援します。
- DV対応と児童虐待対応を担当するそれぞれの職員が、お互いの役割や、DVと児童虐待の特性や関係性等の理解を深めるための研修の充実を図ります。

成果指標	現状（R2）	目標（R7）
DVと児童虐待が同時に起こっている家庭のうち、要対協においてDV対応部門と虐待対応部門の連携による支援を受けている割合	65.1%	100%

施策の柱Ⅱ 配偶者等への暴力の未然防止

《5年後の目指す姿》

- 子供の成長段階に応じたDVの予防教育が行われ、自己の身体を守るとともに、相手の心と身体を思いやり行動できる若者の育成が図られています。
- 世代、地域を問わず広く県民にDVに対する正しい知識の啓発が進み、あらゆる暴力を認めない、許さないという社会的風潮が浸透しつつあります。

《10年後の目指す姿》

- 子供の成長段階に応じたDVの予防教育が広く行われ、自己の身体を守るとともに、相手の心と身体を思いやり行動できる若者が増え、新たな加害者、被害者を生むことの抑制につながっています。
- 世代、地域を問わず広く県民にDVに対する正しい知識が普及し、あらゆる暴力を認めない、許さないという社会的風潮が醸成されています。

1 若年層からの教育・啓発の充実

現 状

- 学校を通じて、高校生等を対象に啓発グッズを配布するなど、デートDVの理解と相談先の周知を図っています。
- 民間団体が行ったデートDVに関する実態調査では、10代初めのうちから交際相手からの暴力被害経験がある子供がいることが報告されています。(P.10 参照)
- 県が高校生等を対象に実施している意識調査では、年々暴力に対する認識率は向上していますが、身体的暴力、性的暴力、経済的暴力と比べて、精神的暴力の認識率が低い傾向があります。(P.11 参照)
- デートDVに関する予防講座の実施校では、未実施校よりも暴力に対する認識率が高く、特に精神的暴力の認識率は未実施校と比べ大幅に高くなっています。(P.11 参照)
- DV予防教育は、義務教育に位置づけられておらず、自治体により取組に差があります。

課 題

- デートDVに関する予防講座を実施できる人材が不足しています。
- 精神的暴力もDVに該当することの認識が不十分です。
- より早期から、発達段階に応じたDV予防教育が必要と考えられますが、学校により取組に差があり、十分には実施できていません。
- 教育活動全体を通じて、人権教育が推進されていますが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身につけていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところです。

取組の方向

- 男女の役割分担に対する固定観念や偏見への教育をはじめ、実践的なデートDVの予防講座を実施できる人材を養成します。
- 教育委員会と連携し、中学校・高等学校等への講師派遣情報を周知することにより、デートDV予防講座の実施校の拡大を図ります。
- 人権尊重の理念を単に知識として教えるだけでなく、豊かな感性を育み、他者への配慮が自然に態度や行動に現れてくるような人権感覚を発達段階に応じて育成する取組を推進します。

成 果 指 標	現 状 (R1)	目 標 (R7)
デートDVに関する精神的暴力の認識率 (高校生)	66.5%	75%以上

2 DV防止に向けた啓発の推進

現 状

- 配偶者や交際相手から暴力を受けたことがあると答えた人のうち、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人の割合が58.0%、「親族・友人・知人」に相談した人は41.5%となっています。（P. 7参照）
- 公的機関に相談しなかった理由として、「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人が8.7%おり、「親族・友人・知人への相談、又は自分で解決できたから」との回答が31.1%あります。また、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」「相談してもむだだと思ったから」「相談するほどのことではないと思ったから」も3割程度の回答があります。（P. 8参照）
- DVを受けたことがある人のうち、「相談しなかった人」の属性を見ると、30～39歳が最も多く、次いで50～59歳、70歳以上と続いています。（P. 8参照）
- インターネットやSNSが急速に普及し、暴力的な内容の情報に接する機会が増えています。また、インターネット上で元配偶者等を誹謗中傷するような被害も発生しています。

課 題

- 男女の役割分担に対する固定的観念や偏見、DVに関する認識の低さ等により、相談することへの抵抗や不安があると考えられます。
- DVに関する相談窓口や相談方法、相談後の支援の流れなどが県民に十分周知されていません。
- 県民が、インターネットの危険性について理解し、セキュリティ意識が向上するような啓発活動が求められています。

取組の方向

- 各種の広報媒体の活用により、幅広い世代、地域に対し広報・啓発活動を展開し、DVに関する正しい知識の普及を図ります。
- 各市町の配偶者暴力相談支援センター設置を促進し、DV相談窓口を明確化して、県民に身近な相談窓口の周知を図ります。
- DV相談をした場合の支援の流れや選択肢などを具体的にイメージできる分かりやすい啓発資材の作成や、対象に応じた情報発信の方法の工夫などにより、被害者等からの相談促進に取り組みます。
- インターネット上での被害を防ぐための広報啓発活動を推進します。

成 果 指 標	現 状（R2）	目 標（R7）
DVを受けたことがある人（直近1年間）のうち、相談しなかった人の割合 ※	58.0%	30.0%以下 (R5)
配偶者暴力相談支援センターを設置している市町数	2市町	全市町

※3年に1度実施する県政世論調査で把握する。

施策の柱Ⅲ DVを見逃さない，相談しやすい環境の整備

《5年後の目指す姿》

- こども家庭センターでは，DV相談に対応する専門性の高い人材を育成し，市町への助言・指導ができる体制が整い，市町では，配偶者暴力相談支援センターが全市町に設置され，多くの県民が身近なDV相談機関を把握し，相談することへの不安や抵抗が少なくなっています。
- 地域共生社会への認識が高まり，地域で住民や関係者がその家庭の小さな異変や課題に気づいた時には，本人に相談を促したり，配偶者暴力相談支援センター等につながるなど，適切に関与し，行動をとることができる人が増えています。

《10年後の目指す姿》

- こども家庭センターでは，DV相談に対応する専門性の高い人材を育成し，市町への助言・指導ができる体制が整い，市町では，配偶者暴力相談支援センターが全市町に設置され，県民一人ひとりが身近なDV相談機関を把握し，相談することへの不安や抵抗がなくなっています。
- 地域共生社会の理念が広く浸透し，地域で住民や関係者がその家庭の小さな異変や課題に気づいた時には，本人に相談を促したり，配偶者暴力相談支援センター等につながるなど，適切に関与し，行動をとることができています。

1 地域での暴力被害の早期発見・相談

現 状

- DV相談について、県の配偶者暴力相談支援センターの相談件数の推移は横ばいですが、市町の相談件数は増加しています。(P. 2 参照)
- DVの相談件数の増加が顕著な市町では、婦人相談員を専任で設置し、相談窓口を明確化するなど、DV対策の強化を図っています。
- 市町においては、DV相談の内容が多様化、複雑化していることから、相談員が適切に支援することが困難な事案が生じています。
- 外国語相談に対しては、外国語リーフレットの作成や、必要に応じて通訳を確保して支援を行っています。
- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、地域において周囲の人がDVに気づき、支えることが難しい状況があります。

課 題

- DVに関する相談窓口や相談方法、相談後の支援の流れが県民に十分周知されていません。(再掲)
- 相談窓口を明確化した市町では、相談件数が増加しており、複雑・困難な相談への対応が求められています。
- 多くの市町では、職員が兼務でDV相談に対応しており、DVに関する研修を十分に受講できていないことなどにより、専門性の確保が難しい状況があります。
- 相談対応に当たり、アセスメントに基づいたこども家庭センターと市町の役割分担ができていません。
- DVは潜在化しやすいため、被害者からの相談を待つだけではなく、家庭に接する機会のある関係者等が、DVの兆候に気づき、相談につなげる取組が求められます。

取組の方向

- 各市町の配偶者暴力相談支援センター設置を促進し、DV相談窓口を明確化して、県民に身近な相談窓口の周知を図ります。【再掲】
- DV対応と児童虐待対応を担当するそれぞれの職員が、お互いの役割や、DVと児童虐待の特性や関係性等の理解を深めるための研修の充実を図ります。【再掲】
- こども家庭センターのDV対応部門の更なる専門性の強化を図り、こども家庭センター職員による市町のDV対応部門への助言や支援を行います。
- こども家庭センターと市町でアセスメントの方法を共有し、事案の軽重に応じた役割分担を進めます。

- 民生委員[※]・児童委員[※]や地域支え合いコーディネーター[※]等，地域のつながりを維持，推進する関係者を中心に研修等を実施し，DVに関する認識を深め，声掛け等の行動をとることができる人を増やします。
- 医療機関等の関係機関によるDVの早期発見，相談窓口の紹介，配偶者暴力相談支援センター又は警察官への通報等が積極的に行われるよう，DVに関する正しい知識や相談窓口等の必要な情報の提供を図ります。
- こども家庭センターや市町が，エソール広島，性被害ワンストップセンターひろしま[※]及び人権相談にに応じている法務局等の関係機関との連携，協力を密にし，被害者が安心して総合的な支援を受けることができる環境を整えます。
- 電話，メール，チャット相談に応じる「DV相談^{プラス}」や全国共通短縮ダイヤル「DV相談ナビ」（#8008^{はれれば}）を周知します。

成果指標	現状（R2）	目標（R7）
DVを受けたことがある人（直近1年間）のうち，どこに相談したらよいか分からなかった人の割合 ※	8.7%	0% (R5)

※3年に1度実施する県政世論調査で把握する。

施策の柱Ⅳ 被害者の安全・安心の確保と自立支援の推進

《5年後の目指す姿》

- 被害者や子供の状態（年齢、心身の状況等）に応じた保護ができるよう保護場所が増え、市町や警察等の関係機関、こども家庭センターの円滑な情報共有、連携のもと、安全確保が図られています。
- 被害者や子供が保護後、地域に戻り生活する場合には、関係機関で情報共有され、継続的に見守りや必要な支援が行われており、被害者や子供は、心身のダメージが徐々に回復しています。
- こども家庭センターや支援機関等が配偶者暴力に係る加害者プログラムへ適切になぐことにより、プログラムへの参加者が増えつつあります。

《10年後の目指す姿》

- 被害者や子供の状態（年齢、心身の状況等）に応じた保護を行うための環境（保護場所）が整い、市町や警察等の関係機関、こども家庭センターの円滑な情報共有、連携と的確なリスクアセスメントのもと、安全確保が確実に図られています。
- 被害者や子供が保護後、地域に戻り生活する場合には、支援計画が関係機関で共有され、役割分担と連携のもと継続的に見守りや必要な支援が行われており、被害者や子供は、心身のダメージが徐々に回復し、将来に希望を持ち安心して生活できています。
- 配偶者暴力に係る加害者プログラムへ誘導する仕組みが整い、自らの意思でプログラムへ参加する人が増えています。

1 保護体制の強化による安全・安心の確保

現 状

- 県内のDV相談件数は増加していますが、西部子ども家庭センター（婦人相談所）の一時保護件数は減少傾向にあります。（P. 2, 12 参照）
- 一時保護所では、加害者の追跡等を防ぐため、保護する被害者に対し、通信等について一定の制限を求めることなどから、入所を敬遠する被害者もいます。
- 暴力から一時的に逃れるための適切な施設（避難場所）を確保している市町は、4市町に限られています。
- 子ども家庭センターでは、DVにより一時保護された親子に対して、外部委託による心理カウンセリングを週に1回実施しています。
- 警察における相談等件数は、高止まりし、近年では、2,000件前後で推移しています。（P. 5 参照）
- 保護命令に係る裁判所から警察への通知件数は減少傾向にあります。（P. 13 参照）

課 題

- 西部子ども家庭センター（婦人相談所）の一時保護所では、入所中の行動の自由度が低いこともあり、事案によっては、被害者の身近な地域で、暴力から一時的に逃れるための適切な施設（避難場所）が求められています。
- 高齢者や障害者など、特別な支援が必要な被害者を適切に保護できる環境が必要です。
- 一時保護期間中の被害者、子供へのカウンセリングや解除後の支援に向けたアセスメントが、十分とはいえません。
- 保護命令制度の被害者への周知が十分ではありません。

取組の方向

- 市町、警察等の関係機関と連携し、迅速かつ適切な一時保護や同行支援を行います。
- 市町による民間シェルター等を活用した一時的な避難場所の確保を推進します。
- 高齢者や障害者など、特別な支援が必要な被害者を適切に保護できる施設（避難場所）を確保し、市町の高齢者や障害者対応部門や関係機関と連携のうえ、適切な保護を図ります。
- 一時保護期間中に被害者や子供の心身の状況等を丁寧に把握し、カウンセリングや心理判定等を実施し、適切なアセスメントのもと、保護解除後の支援に向けた支援計画を作成します。
- 被害者が安心して保護命令制度を利用できるよう、市町等の相談窓口へ周知を図るとともに、保護命令が発令された場合、被害者や子供の安全確保ができるよう、警察等と連携して適切な対応を行います。

成 果 指 標	現 状（R2）	目 標（R7）
DV被害者が躊躇なく安心して一時的に避難できる場所を確保している市町数	4市町	全市町

2 関係機関との連携による継続的な支援・見守り

現 状

- 一時保護解除後に、施設等に入らず、帰宅、帰郷等で地域に戻る人が半数以上に上っています。また、一時保護解除後に1割程度の人は、同じ年度中に再び一時保護を受けています。(P.14 参照)
- 就業希望者のうち就業者の割合は、6割弱程度です。
- DV被害によって引き起こされた生活上の変化として、「自分に自信がなくなった」「夜、眠れなくなった」「心身に不調をきたした」といった回答が上位を占めています。(P.15 参照)
- DVによる心身のダメージは、被害者の自立を阻害する要因となるとともに、養育能力の低下、経済的困窮など子供にも影響が及んでいます。
- 公営住宅については、県営住宅及び15市町の市町営住宅において、被害者の優先入居による優遇措置を設けています。

課 題

- 一時保護解除後に地域に戻った被害者や子供を見守り、継続的に支援する取組が十分できていません。
- DVによる心身のダメージに対し、被害者、子供へ十分なケアの機会が提供されていません。

取組の方向

- 保護を解除する場合、こども家庭センターにおいて、被害者や子供の支援計画を作成し、市町の配偶者暴力相談支援センターと共有のうえ、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間支援団体等の協力を得ながら、自立に向けて継続的に支援する仕組みを整えます。
- 学校においては、被害者の子供に対する心のケアの実施について、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*を活用するなどの支援を行います。
- こども家庭センターや児童家庭支援センター*などにおいて、オンラインの継続相談・支援にも応じられるような体制を整えます。
- DV被害者が、広島県あんしん貸付支援事業*を活用できるよう情報を提供します。
- 母子家庭等就業・自立支援センター*や市町において、ひとり親家庭の経済基盤の安定につながる養育費の確保や就労の支援、各種貸付制度や生活困窮者自立支援制度*、生活保護制度*等をDV被害者が活用できるよう、助言や支援に取り組みます。
- ハローワーク*、ひろしましごと館*等の就職支援、職業訓練を行う関係機関と連携し、就職に関する相談や職業訓練制度などの情報を提供します。

成 果 指 標	現 状 (R2)	目 標 (R7)
一時保護解除後に地域に戻った人のうち、支援計画に基づき支援を受けている人の割合	0%	100%

3 加害者対応に向けた取組の充実

現 状

- 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年6月26日法律第46号）において、政府は令和4（2022）年を目途に、加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずることとなっています。
- 国においては、加害者プログラムの内容や実施方法、効果等に係る調査研究を進めており、広島県は、民間団体と協力して、令和2（2020）年度から内閣府の加害者プログラムの試行実施に参加しています。

課 題

- 保護解除後に地域に戻る被害者が半数以上おり、加害者との同居を続ける事案も多く、被害者を加害者から避難させ、分離するだけの対策には限界があります。
- 被害者が避難したとしても、加害者が自ら暴力的・支配的な行動パターンに気付き、行動を改めなければ、次のパートナーに対して暴力を再現し、新たな被害者を生み出すことになる懸念があり、被害者支援の一環としての加害者対応への取組が必要です。
- 加害者の多くは暴力に対する自覚が乏しく、加害者プログラムへの参加の動機付けが難しい状況がありますが、加害者プログラムの受講を義務付ける仕組み（法的枠組）がありません。
- 加害者プログラムを実施できる機関や人材が限られています。

取組の方向

- 国の調査研究に基づく検証・検討結果を踏まえ、被害者の意向を尊重しながら、こども家庭センターや警察等の関係機関が加害者を加害者プログラムへ適切につなぐことができる仕組みを整えます。
- 加害者プログラムの認知度を高めるとともに、加害者プログラムを実施できる人材を育成したり、児童虐待の保護者支援と同時に加害者プログラムを実施するなど、県内で加害者プログラムが受講できる機会の充実を図ります。

成 果 指 標	現 状（R2）	目 標（R7）
DVと児童虐待が同時に起こっている家庭の加害親のうち、プログラムを受講した人の割合（こども家庭センター把握分）	令和3年度中に把握	現状値を把握後に設定

1 用語解説

い	
一時保護	緊急に保護すること等が必要と認められる場合に行い、衣食その他日常生活に必要なものを給付するとともに必要な指導等を行うこと。
え	
エソール広島	広島県女性総合センターの愛称。広島県の男女共同参画を促進するための拠点施設として、「情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援」の5部門を柱とする事業を実施している。
こ	
こども家庭センター	児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）の機能を統合した、子供と家庭に関する総合的な相談支援機関。県内に3か所（西部、東部、北部）設置している。
子ども家庭総合支援拠点	子供とその家庭及び妊産婦等を対象に、在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。平成28（2016）年の児童福祉法の改正により、市町に設置の努力義務がある。
し	
児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子供たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者。民生委員が児童委員を兼ねており、また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
児童家庭支援センター	児童に関する相談のうち、専門的な知識や技術が必要な相談に応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童やその家庭への指導・援助を総合的に行うほか、市町への技術的助言等を行う相談支援機関。
児童虐待	保護者などによる、子供の心身の成長や発達に有害な影響を及ぼす行為。「児童虐待の防止に関する法律」では、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢、放置）及び心理的虐待と定義されている。
児童相談所	児童及びその家庭に関する問題についての相談、児童及びその保護者の指導等を行っている機関。
新型コロナウイルス感染症	人に感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス（SARS - CoV - 2）」による感染症。COVID - 19。

す	
スクールカウンセラー	いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題等の未然防止や早期発見，早期解決のため，公立学校において教育相談等を行う臨床心理士等の専門家。
スクールソーシャルワーカー	生活環境に課題のある家庭等に対して効果的な支援を行うため，公立学校に配置している社会福祉士，精神保健福祉士等の専門家。
せ	
生活困窮者自立支援制度	働くことが難しい，住まいが不安定であるなど，生活全般にわたる様々な困りごとに対して，他の機関と連携して解決に向けた支援を行う制度。
生活保護制度	生活に困窮する方に対し，その困窮の程度に応じて，必要な保護を行い，健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに，自立を助長する制度。
性被害ワンストップセンターひろしま	性被害に遭われた方に対して，電話・面接による相談対応及び医療・法律等の専門支援機関の紹介を行い，心身の負担の軽減及び健康の回復を図ることを目的として県が設置する相談窓口。
世代間連鎖	親子関係の質が世代から世代へと伝達されていく傾向。
ち	
地域支え合いコーディネーター	地域の生活課題を早期に発見し，関係専門機関などの支援に着実につなげていくため，アウトリーチにより課題を掘り起こし，住民と専門職等との協働の後押しや，専門職の分野横断的なつながりのコーディネートをする者。
て	
デートDV	結婚前の恋人間の暴力のこと。
は	
配偶者暴力相談支援センター	配偶者等からの暴力についての相談や自立のための支援を行う機関。
ハローワーク	公共職業安定所。就職相談や求人情報を提供。
ひ	
広島県あんしん賃貸支援事業	住宅確保要配慮者 [*] が入居できる民間賃貸住宅の仲介を行う事業者の紹介や，居住の支援を行うことで，入居のサポートをする事業。 [*] 低額所得者，被災者，高齢者，障害者，子育て世帯，DV被害者など，住宅の確保に特に配慮を必要とする方々。
ひろしましごと館	全世代に対して，ハローワーク等と連携して一体的・総合的な就業支援を行う施設。

ふ	
婦人相談員	保護を要する女性の相談に応じ、必要な指導を行う者。
婦人相談所	女性の抱える様々な問題に関する相談や一時保護等を行っている機関。
ほ	
保護命令制度	配偶者からの更なる身体的暴力によって、生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき、地方裁判所が被害者からの申立てに基づいて審理し、配偶者に対して、接近禁止命令、電話・電子メール等の禁止命令、退去命令などの命令を発することができる制度。
母子家庭等就業・自立支援センター	母子・父子家庭の雇用先の開拓や就業に役立つ講習会等の開催並びに養育費の確保や就業に関する相談等を実施する機関。
み	
民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。「児童委員」を兼ねている。
め	
面前DV	子供の前で、配偶者に対して暴力を振るうこと。子供への心理的虐待にあたる。
よ	
要保護児童対策地域協議会	市町等の地方公共団体が設置して、虐待を受けた子供をはじめとする要保護児童等に関する情報交換や支援を行うための協議会。平成 16（2004）年児童福祉法改正で、法的に位置づけられた。

2 広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次） 検討会委員名簿

区分	氏名	所属・職
学識関係者	赤澤 淳子	福山大学人間文化学部心理学科教授
関係者代表	平尾 健	広島県医師会
	寺西 環江	広島弁護士会
	中田 清華	婦人保護施設相談員
	藤岡 眞也	広島県母子生活支援施設協議会（嶺南荘施設長）
	浜中 礼子	広島県ひとり親家庭等福祉連合会副会長
	土居 達雄	NPO法人ふぁみりい代表
	谷元 絢子	NPO法人ホッとるーむふくやま代表
	黒瀬 茂子	クロッケ代表
	池本 勝彦	広島県男女共同参画財団常務理事（兼）事務局長
行政関係者	若槻 靖夫	広島法務局人権擁護部第二課長
	渡辺 健一	広島労働局職業安定部職業安定課長
	松本 亜紀	広島市市民局人権啓発部男女共同参画課長
	前田 明美	福山市市民局まちづくり推進部 青少年・女性活躍推進課課長補佐兼次長
	佐々木 亨	広島県西部こども家庭センター女性相談課長
	材原 克典	広島県東部こども家庭センター相談援助第一課長
	小畠 由香	広島県北部こども家庭センター所長

(敬称略)

3 広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する対策連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 配偶者からの暴力の防止並びに被害者の保護及び自立支援（以下「DV防止等」という。）に係る機関が相互に連携し、具体的対策について着実な推進を図るとともに、中長期的課題について検討し、防止から被害者支援までの総合的な施策を効率的に実施するため、「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する対策連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次の事項について検討する。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項に規定する基本計画の策定及び当該基本計画の進行管理に関する事項
- (2) DV防止等の問題に関わる機関相互の連携のあり方に関する事項
- (3) DV防止等の問題に関する当面の対策及び中長期的課題に関する事項
- (4) その他DV防止等の問題の解決に必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 前項に規定する者のうち、健康福祉局を除く各局、教育委員会事務局及び警察本部に属する者にあつては、この会議における検討事項が当該者の属する局等、複数の課に係る場合には、関係課の調整を行うものとする。

(連絡会議)

第4条 連絡会議は、健康福祉局総括官（子供未来応援）（以下「総括官」という。）が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 総括官が必要と認めるときは、連絡会議を構成する者以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ会議)

第5条 連絡会議に、必要に応じてワーキンググループ会議を置くことができる。

- 2 ワーキンググループ会議の座長をこども家庭課長とする。
- 3 ワーキンググループ会議は、座長が招集し、主宰する。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、健康福祉局こども家庭課において処理する。

(その他)

第7条 連絡会議は、検討内容に応じて、連絡会議等を構成する者のうち関係する者をもって開催できるものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、連絡会議等の運営その他必要な事項は、連絡会議において定めることができるものとする。

- 附 則 この要綱は、平成17年8月1日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成28年4月15日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
 附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

構 成 員 (18人)	
健康福祉局	総括官(子供未来応援) (総括)
健康福祉局	こども家庭課長
健康福祉局	健康対策課長
健康福祉局	地域包括ケア・高齢者支援課長
健康福祉局	国民健康保険課長
健康福祉局	地域福祉課長
健康福祉局	社会援護課長
健康福祉局	障害者支援課長
西部こども家庭センター	次長
地域政策局	国際課長
環境県民局	人権男女共同参画課長
環境県民局	学事課長
商工労働局	雇用労働政策課長
商工労働局	働き方改革推進・働く女性応援課長
商工労働局	職業能力開発課長
土木建築局	住宅課長
教育委員会事務局	学びの変革推進部 豊かな心と身体育成課長
警察本部	生活安全部 人身安全対策課長

4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

発 令：平成13年4月13日法律第31号
最終改正：令和1年6月26日号外法律第46号

目次

前文
第一章 総則（第一条・第二条）
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章 保護命令（第十条―第二十二條）
第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二 補則（第二十八条の二）
第六章 罰則（第二十九条・第三十条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが

行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該

配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該

子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。））、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発

する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を

求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。

る。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努め

るものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日
- 三 〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針 (概要)

平成 25 年 12 月 26 日 内閣府, 国家公安委員会, 法務省, 厚生労働省告示第 1 号
※令和 2 年 3 月 23 日 最終改正

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は, 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月, 法が制定され, 基本方針の策定等の内容とする平成 16 年 5 月, 平成 19 年 7 月, 平成 26 年 1 月の法改正を経て, 令和元年 6 月, 児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため, 被害者の保護に当たり, 相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所を明記する等の改正が行われた。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は, 都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても, 法と同様, 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は, 第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては, それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに, 都道府県と市町村の役割分担についても, 基本方針を基に, 地域の実情に合った適切な役割分担となるよう, あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため, 都道府県については, 被害者の支援における中核として, 一時保護等の実施, 市町村への支援, 職務関係者の研修等広域的な施策等, 市町村については, 身近な行政主体の窓口として, 相談窓口の設置, 緊急時における安全の確保, 地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは, 都道府県における対策の中核として, 処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは, 身近な行政主体における支援の窓口として, その性格に即した基本的な役割について, 積極的に取り組むことが望ましい。また, 民間団体と支援センターとが対等な関係性において, 必要に応じ, 機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は, 被害者に関する各般の相談に応じるとともに, その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設等への紹介等の援助を行うなど、被害者の保護、救済に努める。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人相談施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求又は申出については閲覧させない等の措置が執られていることにつ

いて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する

情報の提供を行うことが望ましい。また、住民基本台帳への記録がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

(5) 連携協力の実効性の向上

配偶者からの暴力対応と児童虐待対応の関係機関の連携協力については、研修の拡充等により、配偶者からの暴力及び児童虐待の特性並びに連携の在り方等に係る理解促進を図り、その実効性を向上させることが必要である。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向け、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築についての検討に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。